

# 行政書士ほっかいどう

1995. 5. No. 208



＜北の美術青山豪邸／前小樽支部長・橋本栄提供＞

## 目 次

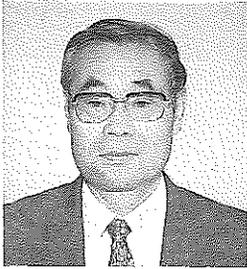
支部紹介／小樽支部（前支部長橋本栄）… 2  
 ＜特集＞急務！！増資 最低資本金クリア対  
 策、建設業許可の効力に影響大  
 （その1）  
 （札幌支部副支部長板垣俊夫）… 4  
 研究会報告／外国人無料相談会……………19  
 業務資料／著作権について／自動車の保  
 管場所の確保等に関する法律

の一部を改正する法律／出入  
 国管理及び難民認定法第七条  
 第一項第二号の基準を定める  
 省令の一部を改正する省令／  
 古物営業法の一部を改正する  
 法律のあらまし  
 本会の主要行事・支部のうごき……………22  
 表紙のことば・編集後記……………24



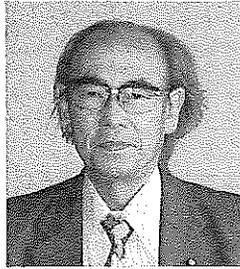
北海道行政書士会

## 小樽支部



前支部長 橋本 栄 (文責)

(平成7年5月20日支部総会  
で改選退任)



支部長 野坂房市

北海道行政書士会小樽支部

小樽市入舟1丁目9番10号

小樽ビジネスアカデミー内

行政書士 野坂房市事務所内

TEL 0134 (32) 4783

FAX 0134 (32) 4783

平成7年5月20日支部総会で選任

小樽支部長 野坂房市

小樽支部は、北海道西海岸の中央に位置し、東は小樽市銭函、また、郡部は西の黒松内までが入り、後志支庁が管轄しています。その中心の小樽市の現在人口は15万9千人であり、往時と比べ人口は減少したものの、異国情緒あふれる「北の町小樽」としての評価は、むしろ高まっています。

かって北前船と呼ばれる交易船が多く物資を輸送して来たと同時に、帰りはニシンを積んで各地に搬送し、又、樺太との交易によっても大きく交易が膨らみ、それらによって蓄えられた小樽の財は、数々の歴史的建造物として今に残り、新しく「観光の源」として息吹きを再生しています。

さて、当支部の状況は別表のとおりであります。支部会員の減少と、若年会員の入会がないままマンネリ化されつつある組織を脱皮しえない状況下にあります。

これらの問題については、深く知恵を出し、思考する時機と認識し、努力しているところであります。

当支部は、1市19の町村に及びますが、行政書士不在町村はその半数を越える55%にあたります。毎年、監察活動月間において各町村に対し業務遂行に関する協力をお願いしておりますが、行政書士不在町村については、仮に行政書士が存在しても生計を維持するための業務を確保することは現

在は難しいと思われまじ、近隣の行政書士が業務内容にこだわらず、積極的に対応する姿勢が肝要であろうと推察します。次に、業務研修についても、それぞれの会員が住民に対するニーズに応える為のものでなければならぬと思います。しかし、行政書士の場合いろいろな士業の会員が多いことから、一つの業務を選択するにも本業としない者は関心を示さないのが現状であろうと思われまじ。行政書士業務は広範に渡るため、実務上の業務を行う者は、片寄った一部の業務に集中せざるを得ず、業務に付帯する行為をする場合にも、その知識が充足しているとは思われまじ。そして、それは業務遂行上で必要となる専門知識の不十分さにも露呈されるところです。これらを見る限り、業務研修にも「まとまり」が欲しいところですが、現状の業務研修にはそれがなく統一性を見出すことが肝要であろうと思う。今後は、ぜひ業務研修を考えるうえで一番大事なこのことの検討に着手してもらいたいと思います。

許認可無料相談業務については、今、現在その必要性のある者にとってのみのニーズであり、一般住民に対して関心を引くものではありません。これらの無料相談業務については、それぞれの地域に即した形態で相談に応じ、且つその知識を持つ実務者が担当するのが当然であると思われまじ、

何よりも広報についての工夫と知恵を出さなければ結果を多く望むことは出来ないであります。ゆえに、行政書士業務が他土業の付随業務として行われることにもなりかねないわけです。今、行政書士は、大局的見地に立って責任ある行動を示さない限り、一般の人に何をやる職業なのかそのイメージが湧かないのではないのでしょうか。これからは、個々の会員が業務遂行にあたって法律の実務家としての信頼を高めるための知識能力を深め、プライドを掲げ、使命を築くと共に活動の高率化をはかり、大きな社会の変革の中において会員の意見を吸い上げながら活動を進めて行くことが必要であろうと考えます。

市町村別会員数（平成7年3月31日現在）

市町村別	会員数	市町村別	会員数
小樽市	33	黒松内町	0
余市町	5	赤井川村	0
仁木町	0	共和村	2
古平町	1	神恵内村	0
積丹町	0	泊村	0
倶知安町	7	京極村	0
蘭越町	2	真狩村	1
ニセコ町	0	島牧村	0
寿都町	0	喜茂別村	0
岩内町	9	留寿都村	1
	57名		4名
総合計			61名



青山邸

## 最低資本金クリア対策、建設業許可の効力に影響大

その1

北海道行政書士会札幌支部

副支部長 板垣俊夫

### はじめに

平成2年6月29日「商法等の一部を改正する法律」（法律第64号）が公布され、平成3年4月1日から施行されました。

この法律で最低資本金制度が設けられ、施行日より5年以内の平成8年3月31日までに、既存の会社で最低資本金が充足されていない会社は、増資をしなければなりません。資本の額を、有限会社は300万円以上、株式会社にあっては1,000万円以上におこななければなりません。5年の猶予期間も1年を切りました。会社によっては、数回に亘って増資をしなければならないところもでてくるでしょう。増資の方法も、現金払込によるところの新株発行であれば、さほど問題もないでしょうが、これが株式会社における配当可能利益の資本組入れや、有限会社での利益配当金を原資とする増資では、会社の決算期後の定時株主総会や社員総会の決議が必要となるため、平成7年度の定時株主総会、社員総会しか残されておりません。会社の状態に即した増資方法を早急に打ち出す必要があります。特に建設業許可申請等を業務でなさっている諸先生におかれましては、最低資本金が満たされていませんと、建設業許可の効力に影響を与えるものであり、許可の取消と言うような事にもなりかねません。只単に商法上の会社の資本金制度の改正と見る訳にはいかないのです。建設業許可申請等を業務にしている諸先生は、この点からも経営者と共に増資対策が急がれることとなります。建設省建設経済局建設業課長名の通知（平成7年2月10日付）によりますと平成8年3月31日の猶予期間満了後法務大臣による解散の官報公告が出され「この公告の日から起算して2

月を経過するまでに当該会社が所要の増資又は組織変更の登記をしないときは、その会社は、その日に解散したものとみなされ、職権で解散の登記がされることになる。これにより、この株式会社、有限会社は清算会社となり以後、建設業を含め営業を目的とする活動を行うことはできず、清算の範囲内に限り存続することとなる。」このような状況を作り出さないよう、増資をしなければならない顧客を再度チェックし増資に向けての顧客管理が大事となりましょう。

行政書士の業務として、増資書類の作成のうち法務局に提出する申請書は、司法書士業務でありますからできない事は当然として、申請書以外の定款の変更、株主総会議事録、社員総会議事録、同意書、株式申込書、出資引受書等関連する全ての書類作成ができます。増資の方法によっては、金銭消費貸借契約書、貸付約定書や、債権譲渡証書を作成して公証人による確定日付を貰う等、その他、銀行や金融機関との融資の交渉や、同行してのアドバイスなど多様に業務が展開していくものと思われます。これらの業務遂行をバックアップするかのよう、ここ1年間に最低資本金がクリアできるよう税制面による非課税措置が出されたり、法務省においても登記先例が発されており、これらを中心に増資の手続を解説します。

紙面の関係上、本紙以後数回に渡っての掲載となりますことを予めお断り申し上げます。

### 1. 増資手続きの期間とその対応

「商法等の一部を改正する法律」が平成2年6月29日法律第64号で公布され、平成3年4月1日から施行されました。この法律により、最低資本金制度が設けられ、この施行日より5年以内の平

成8年3月31日までに商法における株式会社にあつては、資本の額を1,000万円以上、有限会社法における有限会社は、資本の総額を300万円以上にしなければなりません。もし、これらの資本額に達しなければ、増資をし、又は会社組織を変更するか、個人事業主として事業を継続するか、事業をやめるかの選択をしなければなりません。

株式会社も有限会社も増資、又は組織変更をしない限り、解散することになります。この解散に至るまでの手続きは以下の通りです。(商法附則第5条、第6条、有限会社法附則第18条、第19条)後掲増資フローチャートを見て下さい。

まず、最低資本金額に達していない株式会社及び有限会社は、この法律の施行後5年以内に増資の登記をするか、組織変更の登記をしなければ、法務大臣が「解散したものとみなします。」旨の公告を官報でします。登記所は、株式会社、有限会社に対し、その公告があつたことの通知を最低資本金額に到達していない各株式会社及び各有限会社にします。この通知を受けた各株式会社及び各有限会社は、この公告のあつた日から2ヶ月を経過する日までに

- ① 株式会社は、資本の額を1,000万円以上に増資の登記をするか、有限会社、合名会社、合資会社に組織変更をした登記をしなければなりません。
- ② 有限会社は、資本の総額を300万円以上とする増資の登記か、合名会社、合資会社に組織変更をした登記をしなければなりません。

ここで大事なことは、会社の議事録で増資の手続又は組織変更の手続を決議したとしても、登記所における登記が完了していないと、その会社は、その公告した日に解散したものとみなされます。

次に、解散したとみなされた会社は、そのみなされた日から起算して3年以内に限り、株式会社にあつては、特別決議(商法第343条)により、有限会社においても特別決議(有限会社法第48条)によって、最低資本金額の増資をし、又は組織変更をして、会社を継続することができます。

もし、この3年以内に最低資本金額の増資をせず、組織変更もしなかったときは、その会社組織としての効力は失われることとなります。ここでも登記所への登記は必ずしなければなりません。

解散したとみなされた会社は、登記所において、職権で解散の登記がなされますので、自分でする必要はありません。(商業登記法第91条の2)その後は会社の財産の整理をして、清算手続に移行し、清算結了となります。

みなし解散会社は商法上解散した会社であるから、法的取引行為主体とはなりえません。従つて、営業行為をしてもその法的効果は、会社に帰属しません。ただし、通常解散した会社は、清算行為しかできませんが、みなし解散会社は増資又は組織変更のためにする行為のみは行えます。

又、特別決議により、会社を継続するための増資や組織変更をした会社は、その時点から営業行為ができる会社となります。この場合、会社の継続の登記と資本の増加による変更登記又は会社の継続の登記と組織変更登記は同時に申請しなければなりません(この登記申請行為は司法書士の業務です)。

## 2. 有限会社の増資方法

有限会社についての増資方法は、次のとおりです。

- ① 出資口数を増加する方法
- ② 出資一口の金額を増加する方法
- ③ 両者(①+②)を併用する方法
- ④ 利益配当金を原資とする方法
- ⑤ 現物出資による方法

以下順次説明をして行きます。

### ① 出資口数を増加する方法

通常これが一般的な増資方法として多く行われています。

現在出資口数が200口あるのを100口増加して300口にするという方法が出資口数を増加する方法です。記載例1を参照下さい。

### ② 出資一口の金額を増加する方法

これは、出資1口の金額を引き上げて、社員から追加払込みを受ける方法です。

現在出資1口の金額が1,000円で、出資総口数2,000口の有限会社が、1口の金額を1,000円から2,000円に変更して100万円を増資した場合、社員は1口につき1,000円ずつ追加払込みをして、出資1口の金額を増加する方法です。

この方法は、あまりとられておりません。記載例2を参照下さい。

### ③ 両者(①+②)を併用する方法

出資口数の増加と出資一口の金額を増加する方法とを組み合わせる増資する方法です。前記の例で言いますと、

出資口数100口分のうち50口分を出資口数で増資をし、残り50口分を出資1口1,000円を500口社員に追加出資してもらうやり方です。

この方法は、あまり実用的ではありません。

### ④ 利益配当金を原資とする方法

有限会社においては、株式会社について認められているような準備金の資本組入れ制度がないため、又、配当可能利益があっても、株式会社のようにみなし配当の非課税措置がないことから、増資方法としては敬遠されていました。

配当可能利益でもって増資をすれば、配当所得課税されることを承知の上、社員に現実に配当して、その配当金を原資として増資することになります。

このたび、平成6年3月31日租税特別措置法第9条の4が新設され、有限会社にも次の要件が全て満たされれば、みなし配当の非課税措置がとられることとなりました。記載例3～6を参照下さい。

#### 適用要件

(1) 平成6年4月1日から平成8年3月31日までの2年間の配当であること(租税特別措置法第9条の4、第1項)。

最低資本金を満たすための増資は最長平成11年6月2日(増資フローチャート参照)までですが、非課税の特例は平成8年3月31日までしか受けられません。

(2) 出資引受権が社員全員に持分に依りて与えられていること(租税特別措置法第9条の4、第1項)。

社員外の者に対し、特別決議により出資引受権を与えることができますが、この要件(2)については、出資引受権は社員でなければなりません(有限会社法第50条、第48条)。

(3) 配当の全部又は一部を増資することについて、総社員の同意があること(租税特別措置法施行令第5条の2、第1項第1号)。同意を得る時期は、決算確定日以前です。

(4) 増資に充当する配当が、払込取扱金融機関に一括して払込まれること(租税特別措置法施行令第5条の2、第1項第2号)。

(5) 配当の支払いと払込みが同一日に行われること(租税特別措置法施行令第5条の2、第1項第3号)。

(6) 出資引受権を付与された全社員により、全部の権利について引受けが行われていること(租税特別措置法施行令第5条の2、第1項第4号)。

全社員は出資引受義務を負うこととなり、引受権の放棄は認められません。又、出資の引受人を公募することも認められていません(有限会社法第52条第2項)。

(7) すべての社員について配当に対する割合が同一であること(租税特別措置法施行令第5条の2、第1項第5号)。

(8) 非課税の適用を受けるには、出資口数を増加する方法によることとし、非課税とされる金額は、資本の増加によって資本の総額が300万円に達するまでの金額であります。

このように最低資本金をクリアするために非課税措置がとられる一方で、法務局においても次の二つの通知が出されております。

(1) [要旨] 最低資本金をクリアするため有限会社が利益の配当金を資本増加の出資の払込みにあてた場合、出資払込金保管証明書の摘要欄に「当該受付日及び払込金額」を記載しても、登記事務処理上、差し支えない(平成6年6月10日法務省民四第3609号民事局第四課長通知)(記載例5参照)。

(2)〔要旨〕 1. 有限会社については、配当可能利益を直接資本に組み入れる方法による資本の増加は認められておらず、有限会社の資本の増加については、出資1口の金額の増加または出資口数の増加の方法による以外に方法はない。

2. 最低資本金クリアのための有限会社の利益配当金の払込みによる増資において、非課税の対象となる出資の払込みは、有限会社はその金額を直接出資金払込取扱金融機関に一括して払い込む方法によるのが要件とされている。そこで、社員総会において、「出資の払込金については、第何号議案において承認可決された各社員に対して配当された利益配当金を原資とし、出資払込みをなすこと」とする旨の決議をした社員総会の議事録を添付して出資口数の増加による資本増加の登記の申請がなされた場合は、受理して差し支えない(平成6年6月24日法務省民四第3938号民事局第四課長通知)。

これらの通知により記載例3のように作成するとよいでしょう。

#### ⑤ 現物出資による方法

現物出資により増資をする場合は、原則として検査役の選任を裁判所に請求しなければなりません。次の場合には裁判所選任の検査役の調査は不用です(有限会社法第52条の3、第1項)。

(1) 現物出資をする者に対して与えられる出資総口数が資本の10分の1を超えず、かつ増加する資本の5分の1を超えないとき。

(2) 又は現物出資の目的たる財産の価格の総額が500万円を超えないとき。

有限会社における資本の総額は300万円を下ることができません(有限会社法第9条)ので、300万円にする増資の方法として前記(2)による現物出資が有効でしょう。記載例7を参照下さい。

現物出資たる財産は、譲渡可能な財産で、

貸借対照表に資産として計上できるものであれば、どのような財産でもよいでしょう。例えば、動産、不動産、債権、有価証券、ノウハウ等です。例示列挙したなかで、債権の現物出資について触れましたが、会社に対する金銭債権を現物出資の目的たる財産とすることができるのでしょうか。

会社の代表取締役が、会社との間における貸付金を、金銭消費貸借契約に基づく金銭債権として、現物出資する方法により登記申請が受理されるかどうかですが、「会社に対する金銭消費貸借に基づく金銭債権を現物出資の目的たる財産とすることができる」(平成6年7月6日法務省民四第4192号民事局第四課長通知)として、法務省は登記を認めました。

この方法により、現実に会社に増資すべき現金がなくても、代表取締役が会社に貸付金を有していればそれを原資として増資することができるでしょう。この現物出資は大いに活用できるものと思われそうですが、実際に、金銭消費貸借契約書を作成している会社は少ないでしょうし、数回に分けての貸付や利益が上がっている時に、一括返済ではなく少額ずつの返済がされている場合もあるので、金銭消費貸借の特定と、残高を確認し、どれだけを現物出資の対象とするのか打ち合わせする必要がありますでしょう。

その際、考慮を要することは、特定した債権を一括して計上するのではなく、個別に債権を特定する必要があります。例えば〔記載例7〕の文案中、「2. 出資の目的たる財産の表示」において、単に貸付金250万円のうち150万円としただけでは特定が不十分とみなされます。貸付金も一回とは限らず、数回に及ぶ貸付金もあれば、取引先との売掛金債権を基に相手会社が出資をしてくれるという場合の数回に亘る売掛金もあります。従って、いつ時点での貸付金又は売掛金なのか、目的物の内容、数量、個々の金額等によって特定をしなければなりません。

このように特定した債権を社員総会において決議します。株式会社にあつては、取締役会（記載例20「現物出資の目的たる財産」）で決議をします。このような決議がなされないと、添付された社員総会議事録及び取締役会議事録は適法な添付書面とはなり得ません。

次に問題となるのは、巷で良く耳にする話ですが、前記(2)の500万円以下であれば何回でも現物出資ができると解されている点について、そのような解釈を法務省では採用していないという事を認識していただきたい。

有限会社においてもあることでしょうか、ここでは株式会社について述べてみたいと思います。有限会社についても同様であることをお断りしておきます。本来であれば、次の3. 株式会社の増資方法のところ述べるべきでありましょうが、ここで述べさせていただきます。

例えば、代表取締役個人が会社に対して1,000万円の貸付金を有しております。この貸付金1,000万円のうち700万円をもって当会社の現物出資する旨の新株発行を行う場合の増資方法につき、前記(2)の通り500万円を超えると裁判所による検査役の調査を受けなければなりませんので、同一日による取締役会で、700万円を第1号議案で500万円の現物出資の決議をし、第2号議案で200万円の現物出資の決議をした場合、その旨の記載内容に基づいた取締役会議事録を添付して新株の発行による変更登記が受理されるかであります。

これについて、法務省民事局第四課補佐官小林健二氏は、「決議自体は1号議案と2号議案とに区分されていますが、実質的には同一の新株発行と見るのが相当です。そもそも、このような新株発行決議時にすでに存在する債権については、形式的に、第1号議案の新株の発行と第2号議案の新株の発行との2回に分けても、特別な事情がある場合を除き、原則として、債権者が同一で、しかもその債権を区分しなければならない特段の事情がない場合には、同一の新株発行決議と見るのが

相当であると思われます。このように解さなければ、新株発行の決議を繰り返すことによって、現物出資に関する検査役の調査に関する規定が容易に潜脱されてしまうおそれがあるからです。このように、本件における二つの決議を同一の新株発行決議と見ると、現物出資の目的たる財産が500万円を超えることとなりますので、商法第280条の8第1項で定める検査役の調査を要することになり、新株の発行による変更の登記を申請する場合には、検査役の調査報告書を添付しなければなりません（商登法第82条②③）。ちなみに、以上のように考えますと、同日に開催された取締役会で決議された場合だけでなく、異なる日に開催された取締役会において2回の新株の発行の決議が行われた場合でも、手続全体を総合的に判断して、同一の新株の発行であると考えられる場合もあるものと思われます。」（商事法務No.1377、1995.1.5、85頁～86頁）と述べられております。

現物出資による増資の場合、このような事に留意しながら適正な社員総会議事録及び取締役会議事録を作成して下さい。

### 3. 株式会社の増資方法

株式会社は、取締役会の決議により、準備金の全部又は一部を資本に組入れることができます（商法第293条の3）。

準備金とは、資本の額を超えて会社が保有する財産額であり、これには、利益準備金（同法第288条）と資本準備金（同法第288条の2）とがあります。この二つの準備金を法定準備金と称しています。資本に組入れることができる準備金は、法定準備金に限られています（同法第289条）。

その他の増資方法として、「会社は利益の処分に関する株主総会の決議をもって配当することができる利益の全部又は一部を資本に組入れることができる。」（商法第293条の2）とする配当可能利益の資本組入れ及び現物出資による新株発行が、今一番注目されているところです。この配当可能利益の資本組入れと新株発行による増資の方法及

び現物出資による新株発行、準備金の資本組入れと株式分割について記載例を掲載して、皆様の参考に供したいと思います。なお、現物出資による新株の発行についての説明は、有限会社の現物出資による方法のところを参照して下さい。

## 4. 授權資本の増加

新株を発行する際、常に意識しておかなければならない問題として、会社が「発行する株式の総数」の増加があります。いわゆる授權資本の枠の拡大と言われているものです。この授權資本の増加について述べてみましょう。

〔記載例18〕の会社の商号、資本欄を見て下さい。  
当初

資本の額	100万円
発行済株式の総数	2,000株
額面1株の金額	500円
発行する株式の総数	8,000株

以上の会社が資本金を1,000万円とする場合、配当可能利益の資本組入れで金300万円として資本の額が金400万円となりました(記載例8、9)。その後は、株主割当てによる新株発行により資本の額を300万円増加して金700万円とし、発行済株式の総数を発行する株式の総数8,000株限度まで株式を発行しました(記載例10~12)。

これで発行する株式の総数の授權枠はなくなりましたので、資本の額1,000万円にするため、この授權枠を拡大して残り300万円増資をしなければなりません。この為には、発行する株式の総数を増加する必要があります。この授權枠数の拡大は無制限に認められるものではありません。その数は、発行済株式総数の4倍を超えて増加することはできません(商法第347条)。従って、授權枠は8,000株×4倍=32,000株が発行する株式の総数となります。この32,000株とするためには、発行する株式の総数を変更することになるので、定款の変更をしなければなりません。定款の変更をするには、株主総会の決議を要します(商法第342条第1項)(記載例13)。株主総会決議後、取締役会を開いて残り300万円の株主総会に関する決議を

して(記載例14)増資手続をします(商法第280条の2)。これで、資本の額1,000万円について増資したことになります。

通常、この方法が一般的でしょうが。

(1) 取締役会で一気に24,000株の授權枠外発行の決議をしたのち、同日開催の株主総会において24,000株の新株発行がなされることを条件に授權資本の枠の拡大決議をして、枠外の新株発行が行われた場合、これに基づいてされた変更登記は受理されません。理由とするところは、枠外発行は法律違反であり、違法な条件を付した株主総会決議は認められません(昭和45.6.29 民事四発468号民事局第四課長回答)。民法第132条において「不法の条件を付したる法律行為は無効」としています。

(2) 取締役会において授權枠を超えて新株を発行した後、株主総会を開催して、新株の株主全員が出席をして授權枠拡大の定款変更の決議がなされたときは、その変更登記は受理されます(昭和57.11.12民四第6853号民事局第四課長回答)。これは、枠外の新株発行は商法違反となりますが、新株主が全員出席して、株主総会で授權枠を超えた株式数を基準として、発行する株式の総数の増加の定款変更決議は、決議によって商法違反の瑕疵が治癒されたと解しています。ただし、商法第492条の2「発起人、取締役、又は株式会社の第188条第3項の取締役の職務代行者若しくは第258条第2項の職務代行者が会社が発行する株式の総数を超えて株式を発行したときは、5年以下の懲役又は200万円以下の罰金に処す。」とありますように、授權資本の枠外発行の決議をした取締役は本罪に該当するため、定款変更の決議によって瑕疵が治癒されたとしても、決議をした取締役の責任は免れることはできません。従って、最低の罰金刑は甘受しなければならないでしょう。実際に、この罰金刑に処せられ150万円余の罰金を支払った株式会社があると聞いています。

くれぐれも油断することなく書類を整備して下さい。

## 5. 株主総会議事録、取締役会議事録の作成について

株式の譲渡制限が定められている会社では株主に新株引受権があります。

- ① 譲渡制限が定められている場合で、株主全員に対し均等に新株を発行する場合は、授權資本の枠を超えていなければ、取締役会議事録だけを作成します。
- ② 株主の一部の人に対する新株の割当
  - ・一般公募による新株の割当
  - ・縁故募集による新株の割当等これらの場合には株主総会の特別決議（商法第343条）によらなければ新株を割当てることができません。  
従って、株主総会議事録及び取締役会議事録が必要です。
- ③ 新株を割当てる人と株式数が決まっていれば、株主総会議事録及び取締役会議事録の新株発行方法のところに「新株を下記の者に割当てる。」として、氏名、株式数を記載しておくことよい。「公募による」とか「縁故募集による」等の記載はしなくてよい。

第280条の5の2 株式の譲渡に付取締役会の承認を要する旨の定款の定ある場合に於ては株主は新株の引受権を有す但し株主以外の者に対し発行することを得べき株式の額面無額面の別、種類及び数に付第343条に定むる決議ありたるときは此の限に在らず

- 2 第280条の2第3項及び第4項（議案要領の通知、決議の有効期間）の規定は前項但書の決議に之を準用す  
（平成2年法64本条追加）

第343条 前条第1項の決議は発行済株式の総数の過半数に当る株式を有する株主出席し其の議決権の3分の2以上に当る多数を以て之を為す

### 【添付書類】

〔株式会社〕

株主総会議事録（前記②の場合）

取締役会議事録（新株発行に関する決議事項）

株式の申込を証する書面（人数分）

株式払込金保管証明書

払込期日の翌日が効力発生日であるから、払込金保管日当日は法務局に提出しても受理されない。（登記申請書の登記すべき事項は払込期日の翌日を記入する。－司法書士）

〔有限会社〕

社員総会議事録

出資引受書（人数分）

出資払込金保管証明書

## 6. 登録免許税の軽減

登録免許税の軽減措置が適用されるのは、平成8年3月31日までに登記申請をしたものに限られます（租税特別措置法第84条）。現実的には平成8年3月31日は日曜日、3月30日は土曜日、いずれも法務局は休日であるから、3月29日金曜日までに資本の総額及び資本の額の変更登記申請を提出しなければならない。登録免許税は、平成8年3月31日までは300万円及び1,000万円に達するまでは、1,000分の3.5で、300万円及び1,000万円を超える部分は1000分の7であります。

## 7. 決算期を考える

3月31日の決算期会社は平成7年3月31日で有効であるが、平成8年3月31日では社員定時総会が開かれるのは4月1日以降となるので、非課税措置は受けられません。

その場合、定款変更をして決算期を変更するような手立てが必要でしょう。



## 出資口数を増加する方法

### 第 号議案 資本増加の件

1. 出資口数を増加することにより、金100万円の資本を増加し、資本総額を金300万円とすること。  
このための増加出資口数は、100口とする。
2. 増加した出資口数100口は、下記の者に対し、下記のとおり引受けさせること。

× × × × × × × × × × × × × × ×  
引受口数 70口 ○ ○ ○ ○

× × × × × × × × × × × × × × ×  
引受口数 30口 ○ ○ ○ ○

### 第 号議案 定款変更の件

定款中の次の条項を変更すること。

1. 第4条 「当会社の資本の総額は、金200万円とする。」とあるのを、「当会社の資本の総額は、金300万円とする。」と変更すること。
2. 第5条 「当会社の資本は、これを200口に分ち、出資1口の金額は、金10,000円とする。」とあるのを「当会社の資本は、これを300口に分ち、出資1口の金額は、金10,000円とする。」と変更すること。
3. 第6条を次のとおり変更すること。  
第6条 社員の氏名、住所及びその出資口数は、次のとおりである。

× × × × × × × × × × × × × × ×  
250口 ○ ○ ○ ○

× × × × × × × × × × × × × × ×  
50口 ○ ○ ○ ○

## 出資 1 口の金額を増加する方法

### 第 号議案 資本増加の件

当会社の資本の総額を金100万円増加して金300万円とするため、出資 1 口の金額1,000円を2,000円とすること。

### 第 号議案 定款変更の件

定款中次の条項を変更すること。

1. 第 4 条 「当会社の資本の総額は、金200万円とする。」とあるのを「当会社の資本の総額は、金300万円とする。」と変更すること。
2. 第 5 条 「出資 1 口の金額は、金1,000円とする。」とあるのを「出資 1 口の金額は金2,000円とする。」と変更すること。

△印は商号  
○印は氏名  
×印は住所

## 社員総会議事録

平成6年8月19日午前9時00分より、当会社本店において社員総会を開催した。

当会社社員総数	2名
この出資口数	1,000口
出席社員数	2名
この出資口数	1,000口

以上のとおり社員全員の出席があったので、代表取締役 ○ ○ ○ ○ は議長席につき、社員総会は適法に成立したので開会する旨を宣し、ただちに議事に入り、全員一致をもって、下記事項を決議した。

### 第1号議案 第6期決算報告書の承認に関する件

議長は、当期（自平成5年7月1日 至平成6年6月30日）における営業状況を詳細に説明し、下記の書類を提出してその審議承認を求めた。

1. 営業報告書
2. 貸借対照表
3. 損益計算書
4. 利益処分案

ついで、監査役 ○ ○ ○ ○ は上記の書類につき綿密に調査をしたところ、いずれも正確かつ適切であることを認めた旨を報告した。総会は別段の異議なく承認した。

### 第2号議案 社員に対する配当の件

議長は、今期利益を計上できたことにより、当会社の社員に対して配当金を次のとおり出したい旨を議場に諮ったところ、全員異議なくこれを承認し可決した。

なお、配当は各社員の持分の割合に応じて支払うものとする。（7対3の割合による。）

配当日	社員氏名	配当金額
平成6年11月17日	○ ○ ○ ○	金140万円
平成6年11月17日	○ ○ ○ ○	金60万円

### 第3号議案 資本増加の件

議長は、第2号議案において承認可決された全社員が、配当された利益配当金を原資として出資払込をなし、当会社の資本金を増資したい旨の申し出があったので、議場に諮ったところ次のとおり満場一致異議なくこれを承認可決した。

1. 出資口数を増加することにより、金200万円の資本を増加し、資本総額を金300万円とすること。

このため出資口数は、2,000口とする。

適用要件(5)  
配当日と払込日は同一日であること。この日付は出資払込金保管金証明書の摘要欄の受入日と同日であること。社員総会議事録日と同日である必要はない。

適用要件(1)(3)

適用要件(2)(7)

適用要件(8)

2. 増加した出資口数2,000口は、下記の者に対し、その持分に応じて下記のとおり引受けさせること。

(住所) ××××××××××

引受口数 1,400口 ○ ○ ○ ○

(住所) ××××××××××

引受口数 600口 ○ ○ ○ ○

3. 払込金額は金200万円である。

4. 出資払込期日は平成6年11月17日とする。

← 適用要件(6)

← 適用要件(4)

よって引受後の社員及び出資口数は次のとおりである。(出資1口の金額金1,000円)

社員 ○ ○ ○ ○ 引受出資口数 2,100口

社員 ○ ○ ○ ○ 引受出資口数 900口

#### 第4号議案 定款変更の件

議長は第3号議案に基づき、定款第4条、第5条及び第6条を次のとおり変更することを議場に諮ったところ、満場全員異議なくこれを承認可決した。

(資本の総額)

第4条 当会社の資本の総額は、金300万円とする。

(出資の口数及び出資1口の金額)

第5条 当会社の資本は、これを3,000口に分ち、出資1口の金額は、金1,000円とする。

(社員の氏名、住所及びその出資口数)

第6条 社員の氏名、住所及びその出資口数は、次のとおりである。

(住所) ××××××××××

2,100口 ○ ○ ○ ○

(住所) ××××××××××

900口 ○ ○ ○ ○

以上をもって、本日の議案の審議を全部終了したので、議長は閉会を宣し、午前11時30分散会した。

上記の議事の経過並びに決議の内容を明確にするため、本議事録を作成し、議長及び出席取締役は次に記名押印する。

平成6年8月19日

	有限会社	△	△	△	△	社員総会
議長代表取締役	○	○	○	○		印
出席取締役	○	○	○	○		印
出席取締役	○	○	○	○		印
出席取締役	○	○	○	○		印

〔記載例4〕 その1

## 出資引受書

(商号) 有限会社 △ △ △ △

資本増加による新出資口数 1,400口  
ただし、この出資引受金額 金 140万円  
出資1口の金額 金 1,000円

上記のとおり出資を引受けます。

平成6年11月17日

(住所) ×××××××

社員 ○ ○ ○ ○ 印

(商号) 有限会社 △ △ △ △

代表取締役 ○ ○ ○ ○ 殿

---

その2

## 出資引受書

(商号) 有限会社 △ △ △ △

資本増加による新出資口数 600口  
ただし、この出資引受金額 金 60万円  
出資1口の金額 金 1,000円

上記のとおり出資を引受けます。

平成6年11月17日

(住所) ×××××××

社員 ○ ○ ○ ○ 印

(商号) 有限会社 △ △ △ △

代表取締役 ○ ○ ○ ○ 殿

[記載例 5]

使用 区分 (○印)	会社用・登記用
------------------	---------

## 出資払込金保管証明書

保 管 金 額	¥ 2,000,000 圓
会 社 名	有限会社 △ △ △ △
払 込 口 数	2,000 口
1 口 の 払 込 金 額	金 1,000 円
摘 要	<p>記載例 → 受入日 平成 6 年 11 月 17 日、受入金額 2,000,000 円</p> <p>↑ このようにして証明書を出してもらおう</p> <p>← 資本増加</p>

社員総会議  
事録の配当  
日と出資払  
込期日の同  
一日を入れ  
てもらおう

当行は、出資払込取扱場所として、その払込事務を取扱い、上記のとおり出資払込金を保管していることを証明します。

平成 6 年 11 月 18 日

所 在 地 × × × × × × × × × ×

証明者 銀行名・店名 株式会社△△銀行△△支店

支店名は必ず入れてもらおう

代 表 者 支店長 ○ ○ ○ ○ ⑩

- 注 1. この証明書は払込期限以後（当日を含む）の日をもって2通（会社用、登記用）作成し、会社に交付する。
2. 保管金額はチェックライター等により記入する。
3. 「会社設立」、「資本増加」ごとにこの証明書を作成し、その旨摘要欄に記入する。

〔記載例6〕

国税 納金 資金 整理 基金		配 当 等 の 所得税徴取高計算書(写)		④ 納付書・領収証書	
国 庫 金	種 類	<input checked="" type="checkbox"/> 利益の配当 <input type="checkbox"/> 基金利息		<input type="checkbox"/> 剰余金の分配 <input type="checkbox"/> 証券投資信託の収益の分配	
	支払年度 年月日	6・8・19	支払うべき 金 額	2000,000 円	支払 年月日
	区 分		支 払 額	税 額	
	非 課 税	少額貯蓄非課税適用分		円	
		財産形成貯蓄非課税適用分			
		そ の 他	2000000		
	課 税	総合課税適用分		円	
		源泉分離選択課税適用分			
		そ の 他			
	計		2000000	0	
支 払 未 済 金 額					
③ (摘要)		本 税			0 円
1 借法9-4により非課税		延滞税 (計算日数)			

納付 6年度 平成	000 税務署	徴収義務者番号 00000000
(徴収義務者) 住所(所在地)	札幌市××××××	
氏名(名称)	(有) △△△△ 殿	
納付の目的	平成6年8月分源泉所得税	
合計額	百 十 万 千 百 円	¥ 0

上記の合計額を領収しました。

◎この納付書は、3枚1組の複写式  
になっていますから、切離さずに  
納付場所に提出してください。  
◎「税務署」、「徴収義務者番号」、「納  
付の目的」、「合計額」及び「支払  
年月日」欄の記載漏れがないよう  
注意してください。なお、「合計額」  
の金額を書誤ったときは、新しい  
納付書に書き直してください。

領収日付印
受付 0.0.0 00000000

(次号へ続く)

# 研究会情報

行政書士札幌出入国事務手続研究会は4月1日、中央区の札幌国際プラザで市内在住の外国人を対象にした在留手続等の無料相談会を開き国際結婚や在留資格の変更、永住許可の手続きなど、行政書士が扱っている渉外業務について相談を受けた。

同研究会はこれまでも数回にわたり国際業務の一環として無料相談会を実施してきたが、今回も12名の渉外業務に通じた同研究会所属会員が当たった。

この日、午前10時半から午後3時半まで開かれた相談会にはアメリカ、中国、フィリピンなど7カ国8人が訪れ、各種相談業務を行った。

これからは外国人の会社設立や輸出入業務なども範中に入れて、研究会のより一層の進展を計ってゆくのがこの研究会の目標となった次第である。

## 業務資料

### 著作権の登録、契約業務について

著作権の侵害等がマスコミ紙上でも取り上げられておりますが、この分野の登録業務は本来、行政書士の専任業務と目されております。我々がこの業務を取り扱わない事が無用な問題を惹起させているとしたならば由々しき事です。是

非とも専門業務として各会員の方々に取り組んでいただきたいものです。

以下に著作権保護協会から本会に寄せられた協力願いを掲載いたします。

謹啓 行政書士会様におかれましては益々御隆昌の段お喜び申し上げます。平素は格別の御厚情を賜り深く感謝申し上げます。

さて、著作権を取り巻く環境が急激に変化している現在著作権の認識は、社会人にとりまして必須となっておりますが、著作権に関する身近な相談窓口が皆無の状況です。

著作権は、貴重な財産として譲渡、相続、質権の設定等の多様な取引が行われています。著作権の登録、契約業務を行える者は、行政書士並びに弁護士と法律で定められていますが、工業所有権におけます特許の登録申請等の業務を行います弁理士のように行政書士が著作権の窓口であるということは、国民に周知されておられません。

著作権に係るトラブルも増加の一途で、新聞紙上でも数多く報道されています。無資格者により登録申請が行われていることも頻繁に聞かれます。無用なトラブルを発生させない為には、国民に著作権の正しい指導が行えます行政書士の先生方のお力添えが必要不可欠となっております。

なにとぞ、当協会の主旨を御理解していただき、著作権の啓蒙活動に御助力を賜りたくお願い申し上げます。

謹言

著作権保護協会

理事長 桑原紀子

## 自動車の保管場所の確保等に関する法律の一部を改正する法律

自動車の保管場所の確保等に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御 名 御 璽

平成七年四月二十一日

内閣総理大臣 村山 富市

### 法律第七十三号

自動車の保管場所の確保等に関する法律の一部を改正する法律

自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和三十七年法律第百四十五号）の一部を次のように改正する。

附則第六項中「第十三条第四項」の下に「及び附則第八項」を加える。

附則第七項を次のように改める。

7 次に掲げる軽自動車である自動車の保有者は、当該自動車の保管場所の位置（保管場所の位置を変更した場合にあつては、変更後の保管場所の位置）を管轄する警察署長に、当該自動車の使用の本拠の位置（使用の本拠の位置を変更した場合にあつては、変更後の使用の本拠の位置）、保管場所の位置（保管場所の位置を変更した場合にあつては、変更後の保管場所の位置）その他政令で定める事項を届け出なければならない。この場合において、第一号に掲げる保有者に係る届出は、当該保管場所の位置を変更した日から十五日以内にななければならない。

一 軽自動車である自動車の使用の本拠の位置を軽自動車である自動車についての附則第二項の政令で定める地域（以下「軽自動車適用地域」という。）以外の地域から軽自動車適用地域に変更した当該自動車の保有者であつて、当該自動車の保管場所の位置を変更した

もの

二 一の地域が軽自動車適用地域となつた際に当該一の地域に使用の本拠の位置を有して運行の用に供されている軽自動車である自動車について当該一の地域が軽自動車適用地域となつた日（以下「適用日」という。）以後に適用日における保有者の変更があつた場合における新保有者であつて、軽自動車適用地域にその使用の本拠の位置を有して当該自動車を運用の用に供しようとするもの

附則に次の二項を加える。

8 第六条第一項の規定は前項の規定による届出を受理した場合について、同条第二項前段及び第三項の規定はこの項において準用する同条第一項の規定により交付された保管場所標章について、第七条の規定は前項の規定による届出に係る保管場所の位置を変更した場合について準用する。

9 附則第七項の規定又は前項において準用する第七条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、十万円以下の罰金に処する。

### 附 則

（施行期日）

1 この法律は、平成八年一月一日から施行する。（経過措置）

2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（自動車の保管場所の確保等に関する法律の一部を改正する法律の一部改正）

3 自動車の保管場所の確保等に関する法律の一部を改正する法律（平成二年法律第七十四号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第二項を削り、同条第三項中「施行日前」を「この法律の施行の日（以下「施行

日」という。)前」に改め、同項を同条第二項と

し、同条第四項を同条第三項とする。

内閣総理大臣 村山 富市

## 出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の 基準を定める省令の一部を改正する省令

### ○法務省令第十三号

出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第七条第一項第二号の規定に基づき、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成七年三月十六日

法務大臣 前田 勲男

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の一部を改正する

### 省令

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の一部を次のように改正する。

表の法別表第一の二の表の法律・会計業務の項の下欄に掲げる活動の項中「弁理士」の下に「、海事代理士」を加える。

### 附 則

この省令は、公布の日から施行する。

## 古物営業法の一部を改正する法律 (法律第六六号)のあらまし

### ◇古物営業法の一部を改正する法律（法律第六六号）（警察庁）

- 1 この法律は、盗品等の売買の防止、速やかな発見等を図るため、古物営業に係る業務について必要な規制等を行い、もって窃盗その他の犯罪の防止を図り、及びその被害の迅速な回復に資することを目的とすることとした。（第一条関係）
- 2 商品券、乗車券、郵便切手その他政令で定めるこれらに類する証票その他の物を古物の対象物品に加え、大型機械類（船舶、航空機、工作機械その他これらに類する物をいう。）で政令で定めるものを古物の対象物品から除くこととした。（第二条第一項関係）
- 3 古物を売却すること又は自己が売却した物品を当該売却の相手方から買い受けることのみを行う営業は、古物営業に含まれないこととした。（第二条第二項関係）

- 4 古物営業の許可は、営業所単位から、都道府県単位に改めることとともに、許可の基準、許可の取消し及び変更の届出に関する規定を整備することとした。（第三条～第七条関係）
- 5 競り売りに係る許可制度を届出制度に改めることとともに、行商に係る許可制度を廃止することに伴い、行商をしようとする者は、古物商の許可証又は行商従業者証を携帯していれば足りることとした。（第一〇条及び第一一条関係）
- 6 古物商及び古物市場主は、営業所又は古物市場ごとに、管理者を選任しなければならないこととともに、管理者の解任の勧告等に関する規定を整備することとした。（第一三条関係）
- 7 取引の際の義務として、取引の相手方の氏名等の確認のほか、署名文書を受領することも認めることとした。ただし、少額の取引をする場

- 合及び自己が売却した物品を当該売却の相手方から買い受ける場合については、相手方の氏名等の確認等の義務を免除することとした。(第一五条第一項関係)
- 8 古物の売買等に関する帳簿等への記載等に関する規定を整備することとした。(第一六条及び第一七条関係)
- 9 軽微な法令違反行為に対する行政処分として指示制度を設けるとともに、公安委員会が古物営業の許可を取り消し、又は停止を命じることができる場合の要件を整備する等所要の規定の整備を行うこととした。(第二三条及び第二四条関係)
- 10 古物営業の許可証に関する事務に係る手数料に関する規定を整備することとした。(第二六条関係)
- 11 公安委員会は、盗品等の売買等の防止に資するため、盗品等に関する情報の提供を求める者に対し、情報の提供を行うことができることとした。(第二七条関係)
- 12 罰則に関する規定その他所要の規定を整備することとした。
- 13 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

## ＝ 本会の主要行事 ＝

月 日	行 事 名	時 間	開 催 場 所
7. 4. 11	行政書士登録調査委員会	13:30～17:00	本会会議室
7. 4. 13	第1回企画部会	10:00～18:00	雪印健保会館
7. 4. 21	決算監査	9:00～17:00	本会会議室
7. 4. 25	第1回常任理事会	13:00～17:00	ホテル札幌ガーデンパレス
7. 5. 8	会報(第208号)編集会議	14:00～17:00	本会会議室
7. 5. 9	第1回支部長会	10:00～18:00	ホテルアカシヤ
7. 5. 10	第1回理事会	13:00～16:30	同 上
7. 5. 11	行政書士登録調査委員会	13:30～17:00	本会会議室
7. 5. 20	報酬額改訂検討会	10:00～22:30	同 上

## ＝ 支部のうごき ＝

……支部研修会開催状況……

注：( )は通知人員

支 部	開 催 月 日	場 所	研 修 科 目	講 師	受 講 者 数	研 修 種 別
札 幌	7.1.25 ～7.2.17	中央区民センター	・建設業経理事務について	札幌支部 菅原 孝明	(580) 83	一般
	7. 3. 6	か で る 2・7	・関与事務所の安全水準を高めるために	北海道安全衛生研究所 所 長 岡崎 富夫	(580) 25	〃

支 部	開 催 月 日	場 所	研 修 科 目	講 師	受 講 者 数	研修 種別
函 館	7. 3. 24	函 館 パークホテル	・死因贈与について ・遺贈を原因とする登記について	函館支部 副支部長 佐藤 聡	(129) 24	一般
旭 川	7. 2. 5	上川町層雲峡 ホテル層雲	・会社法より最低資本金について	会 長 日向寺正幸	(125) 12	一般
	7. 3. 18	旭川市 トキワホール会議室	・改正建設業法の取扱研究について	旭川支部 舟田 英敏	(126) 4	研究会
留 萌	7. 2. 19	ミ ニ オ ン	・最低資本制度による実務の手続について	留萌支部 支 部 長 捻金 昭二	(19) 12	一般
網 走	7. 3. 28	北見ロイヤルホテル	・株式会社、有限会社の資本増加手続方法について ・増資の税知識について	網走支部 副支部長 須藤 正美 石田鉄治郎	(103) 15	一般
	7. 3. 31	ホテル 友 愛 荘	・改正建設業法と申請手続について	本会業務研修部長 佐藤 隆一	(103) 20	〃
日 高	6. 9. 24 25	支笏湖観光ホテル (3支部合同業務研修会)	・行政書士の現状と将来について ・建設業法と行政書士の業務について	会 長 日向寺正幸 札幌支部建設労務 部 長 渡田 勲	(22) 10	一般
	7. 3. 11	日高地方婦人会館	・会社設立と商法改正について	日高支部 理 事 加藤 鉄二	(22) 11	〃
苫小牧	7. 3. 24	苫小牧市民会館	・自動車損害賠償責任保険の請求手続について ・風俗営業許可申請手続の実務について	苫小牧支部 副支部長 清野 甲次 理 事 佐藤 文則	(40) 11	一般
十 勝	7. 3. 24	帯広百年記念館	・建設業法の改正のポイントと施行日について	十勝支庁経済部建設指導課 土木係 中村 英明 土木係長 中川 裕司 主 任	(124) 35	一般
釧 路	6. 10. 29 30	幕別温泉 ホテル緑館 (道東4支部合同研修会)	・行政手続法施行にあたって ・相続について ・気と健康について	行政手続法研究委員 坂垣 俊夫 会 長 日向寺正幸 シャンシャン共和国大統領 庭山 琢夫	(53) 7	一般

## お 願 い

### 住 所 が 変 わ っ た と き 必 ず 「 変 更 登 録 申 請 書 」 を 住 務 所

住所・事務所・氏名等登録されている事項に変更があったとき、必ず行政書士変更登録申請書を必要とする書類とあわせて提出ください。提出されない場合、日行連発行の日本行政はお手元にとどかなくなります。また本会としましても、所在を確めるのに手数料がかかるだけでなく、会員名簿の発行時の訂正も出来ません。時間が経過すれば、あなたの籍が空に浮く結果ともなりかねませんので、特に注意をお願いします。

## 表紙のことば



### 北の美術青山豪邸

大正年間ニシンの大豊漁に小樽祝津の港は湧き返った。「ニシンは魚に非ずして米なり」といわれた時代に育てられた17才の少女が三大網元として祝津の広大な敷地、1,500坪にニシン番屋を建設した。客用大玄関を入ると大襖絵、特に少女が好んだ花牡丹の花で表現した道内の他に類のない歴史を物語る美術品が残されている、北海道屈指の豪邸であります。

## 編集後記



◆輝く星々のかなた、幾千万の星たちよ、導いておくれ。占の昔から航海者達をそうしたように。私は今、暗黒の公海で羅針盤の壊れた帆掛け船のように彷徨っています。どうか教えて下さい、私の進むべき航路を。

◆私たちが編集委員の職を拝命してからもう2年の歳月がたち、試行錯誤を繰り返しながらなんとか一人の脱落者もなくこの退任を全うでき肩の荷が下りた感じです。前任者から引き継ぎ、何とか自分たちのカラーを出そうとあれこれ考えた末、本当に「カラー」になっちゃいまして、おまけに七変化……大和なでしこ七変化～ あ～古い古い。

◆この2年間というもの、我々を取り巻く環境も大激震とでも言うのか大変な様変わりを見せ、行政書士に対する社会的ニーズもより一層高度なものが求められる時代になり、我々もそれに対応することが急務とされている。本誌に求められるものも多様化しており、編集に携わる者の資質、自覚ともより高度なものが要求されていると思う。次期編集委員会には時代を背負う俊英達が結集されるものと信じ、我々が果たせなかった夢をかなえてくれることを切望するものである。それでは皆様長い間ありがとうございました。

◆光が見えます。あなたの声が聞こえます。目を開き、耳を澄ましてごらん下さい。それはきっと希望の光り、仲間の声です。さあ、思いっきり舵を切りなさい、帆を目一杯張りなさい。何も迷うことはないのです。すてきな明日が待っています。

—明日から一読者—

## ごせい去

ここに謹んで、ご冥福をお祈りします。

支部名	会員番号	氏名	死亡年月日
空知	98	高林 保	7. 3. 8
小樽	3,732	福井 一夫	7. 4. 15

'95.5. 第208号 平成7年5月25日 発行

発行人 日向寺 正 幸  
 編集人 早坂 剋 弘  
 編集委員 河上 義 隆  
 編集委員 成田 義 晃  
 編集委員 芳賀 啓 寿  
 発行所 北海道行政書士会  
 印刷所 (有)酒井印刷所

札幌市中央区北1条西7丁目(西向)タキモビル2階  
 TEL 代表(011)221-1221・FAX (011)281-4138  
 郵便番号 060  
 北海道拓殖銀行札幌南支店(普 570344)  
 取引銀行 北海道銀行本店(当 19116)  
 北洋銀行本店(普0742651)  
 札幌銀行本店(普 389444)  
 振替口座 02730-0-8224番